

財務省告示第二百十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年五月十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第四十 二回、第四十三回、第四十四回、第 四十五回、第四十六回、第四 十七回、第四十八回、第五十回、 第五十一回、第五十三回、第五 十五回、第五十六回及び第五十 八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応じた者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札に よる 発行 して 行 わ れ る 入 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。その応募額を順次 額面金額で九百九十六億円	額内訳（別表のとおり）	額内訳（別表のとおり）

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付二十年庫債券(第二回)	二・〇%	平成三十四年三月十日	二百一十億円
利付二十年庫債券(第三回)	二・一%	平成三十四年三月十日	八十億円
利付二十年庫債券(第一回)	二・〇%	平成三十四年三月十日	十三億円
利付二十年庫債券(第一回)	一・九%	平成三十四年三月十日	百三十四億円
利付二十年庫債券(第八回)	二・五%	平成三十四年三月十日	十七億円
利付二十年庫債券(第七回)	二・二%	平成三十四年三月十日	二十億円
利付二十年庫債券(第六回)	二・二%	平成三十四年三月十日	十億円
利付二十年庫債券(第五回)	二・四%	平成三十四年三月十日	四十億円
利付二十年庫債券(第四回)	二・五%	平成三十四年三月十日	十億円
利付二十年庫債券(第三回)	二・九%	平成三十四年三月十日	八十二億円
利付二十年庫債券(第二回)	二・六%	平成三十四年三月十日	二百五十二億円

(別表)

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成十九年五月十五日

（利付第五十年庫八回）	（利付第五十年庫六回）
一・九%	二・〇%
平成十年九月十日	平成十年六月十日
百億円	二十七億円